

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受付番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | |
|-----------|------|
| 届書 コード | 1805 |
|-----------|------|

令和 年 月 日提出

年金証書再交付申請書 改定通知書 振込通知書

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は、左詰めでご記入ください。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----|----|--|---|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 個人番号(または 基礎年金番号) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金コード (再交付を希望する年金のコードを右欄に記入してください。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 受給しているすべての年金の再交付を希望する場合は、右欄に✓をしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 生年月日 (該当する文字で囲んでください。) | 明治 | 大正 | 昭和 | | 年 | | 月 | | 日 | | | | | | | | | | | |
| | 平成 | 令和 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受給権者氏名 | (フリガナ) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受給権者住所 | 〒 - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | - - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再交付を希望する通知書等を で囲んでください。 | ア 年金証書 イ 改定通知書 ウ 振込通知書 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再交付を申請する理由 | ア 紛失 イ き損 ウ その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

これ以降は、改定通知書の再交付を申請される方のみご記入ください。

| | | |
|---|---|---|
| 改定通知書の再交付を申請される方は、再交付が必要な改定年月をご記入ください。(おおよそでも結構です。) | 年 | 月 |
| | 年 | 月 |

実施機関等
受付年月日

受付番号

届書
コード 1805

令和 年 月 日提出

年金証書再交付申請書
改定通知書
振込通知書

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は、左詰めでご記入ください。

| | |
|--|---|
| 個人番号(または基礎年金番号) | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 |
| 年金コード (再交付を希望する年金のコードを右欄に記入してください。) | 1 1 7 0 <input type="checkbox"/> |
| 生年月日 (該当する文字をで囲んでください。) | 明治 大正 昭和 年 月 日 |
| 受給権者氏名 | (フリガナ) キョウサイ タロウ 共済 太郎 |
| 受給権者住所 | 〒 102 - 8601 東京都千代田区平河町 2-4-9 地共済センタービル |
| 電話番号 | - - |
| 再交付を希望する通知書等を で囲んでください。 | ア 年金証書 <input checked="" type="radio"/> イ 改定通知書 ウ 振込通知書 |
| 再交付を申請する理由 | <input checked="" type="radio"/> ア 紛失 <input type="radio"/> イ き損 <input type="radio"/> ウ その他 () |

これ以降は、改定通知書の再交付を申請される方のみご記入ください。

| | |
|---|--------|
| 改定通知書の再交付を申請される方は、再交付が必要な改定年月をご記入ください。(おおよそでも結構です。) | 平成 年 月 |
| | 令和 年 月 |

実施機関等
受付年月日

申請にあたっての注意事項について

1 申請上の注意

- (1) 平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金等を受給されている方は、それぞれの実施機関に再交付申請を行っていただく必要があります。
- (2) 平成27年10月1日以降に受給権が発生した厚生年金等を受給されている方は、年金コードを記入することにより、他の実施機関にもこの申請書が回付されますので、それぞれの実施機関で申請を行っていただく必要はありません。
ただし、当組合を経由して回付されますので、再交付にお時間がかかります。
- (3) 請求する際には、返信用切手(84円分)を同封してください(速達での送付を希望する場合は374円分をお願いします。)

2 記入上の注意

「申請書チェック」欄

再交付を希望する通知書等の 欄に「✓」印を記入してください。

「個人番号(または基礎年金番号)」欄

基礎年金番号等が不明な場合は、申請書上部余白に当組合の年金証書記号番号(「8594」から始まる番号)を記入してください。

「年金コード」欄

再交付を希望する年金のコードを右側に記入してください。

【平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金等を受給されている方】

「受給しているすべての年金の再交付を希望する」欄の「✓」印及び「年金コード」欄の記入は不要です(当組合から支給している年金についてのみ再交付します。)

【平成27年10月1日以降に受給権が発生した厚生年金等を受給されている方】

「年金コード」欄に記入する年金コードは、下記の「3「年金コード」について」を参考に記入してください。

受給しているすべての年金の再交付を希望する場合

複数の公的年金を受給されている方で、すべての年金の再交付を希望される場合は、「受給しているすべての年金の再交付を希望する」欄に「✓」印を記入してください(この場合、年金コードの記入は不要です。)

再交付を希望する年金を指定する場合

「年金コード」欄に、再交付を希望される年金の年金コードを記入してください。

年金コードの記入がなかった場合

「年金コード」欄が空白の場合は、当組合から支給している年金についてのみ再交付をいたします。

「再交付を希望する通知書等」欄

再交付を希望する通知書を で囲んでください。

なお、改定通知書の再交付を申請される場合は、別途、「再交付が必要な改定年月」欄もご記入ください(改定年月が記入されていない場合は、直近の改定年月の通知書を再交付します。)

「再交付を申請する理由」欄

再交付を申請する理由を で囲んでください。「ウ その他」の場合は具体的な内容を()内に記入してください。

3 「年金コード」について

| | 年金の種類 | | 年金コード | | |
|-------------------|-------------------------------------|--------|-----------|--|------|
| | 地方公務員共済組合 (地方職員共済組合等)が 支給する年金 | 共済年金 | 退職共済年金 | 1170 | 退職年金 |
| 老齢厚生年金 | | | 1130 | 減額退職年金 | 0160 |
| 障害共済年金 | | | 1370 | 通算退職年金 | 0260 |
| 厚生年金 | | 障害厚生年金 | 1330 | 障害年金 | 0360 |
| | | 遺族共済年金 | 1470 | 遺族年金 | 0460 |
| | | 遺族厚生年金 | 1430 | 通算遺族年金 | 0960 |
| | | | | | |
| 日本年金機構 が支給する年金 | 国民年金 | 老齢基礎年金 | 1150 | 下1桁が「0」以外、または左欄以外の年金の場合がございますので、年金コードは「国民年金・厚生年金保険年金証書」によりご確認ください。 | |
| | | 障害基礎年金 | 1350・5350 | | |
| | | 遺族基礎年金 | 1450 | | |
| | | 老齢年金 | 0120・0220 | | |
| | | 通算老齢年金 | 0520 | | |
| | | 障害年金 | 0620 | | |
| | 厚生年金 | 老齢厚生年金 | 1150 | | |
| | | 障害厚生年金 | 1350 | | |
| | | 遺族厚生年金 | 1450 | | |
| | | 老齢年金 | 0130 | | |
| | | 通算老齢年金 | 0230 | | |
| | | 障害年金 | 0330 | | |
| | | 遺族年金 | 0430 | | |
| | | | | | |

| | | | | |
|---|------|--------|------|---|
| 国家公務員共済組合 が支給する年金 (平成27年10月1日以降) | 厚生年金 | 老齢厚生年金 | 1130 | 平成27年10月1日以前の共済年金及び旧共済法による年金のコードは、「地方公務員共済組合が支給する年金」欄を参照してください。 |
| | | 障害厚生年金 | 1330 | |
| | | 遺族厚生年金 | 1430 | |
| 日本私立学校振興・共済 事業団が支給する年金 (平成27年10月1日以降) | 厚生年金 | 老齢厚生年金 | 1130 | |
| | | 障害厚生年金 | 1330 | |
| | | 遺族厚生年金 | 1430 | |

4 その他留意事項

添付書類

き損による年金証書の再交付申請の場合は、その年金証書

申請者及び送付先

申請者は、原則として**年金受給権者本人**に限られ、再交付した証書等の送付先は、当組合に登録された住所となります。それ以外の住所に送付を希望される場合は、委任状(任意様式可)と代理人ご自身の本人確認ができるものを添付してください。

その他

振込通知書は、直近にお送りした通知書のみ再交付できます。

以下の事由に該当する場合は、()内の通知書の再交付はできません。

- ・年金を担保に融資を受けている場合(年金証書・改定通知書)
- ・年金額が全額支給停止の場合(振込通知書)
- ・年金受給者本人が死亡された場合(年金証書・振込通知書)

ただし、交通事故の手續等で年金支給額についての証明書が必要な場合は、「年金支給額証明書」を交付しておりますので「年金支給額証明書交付申請書」をご提出ください。